

# 地域の皆さんと進める「協働のまちづくり」

## 三川町協働のまちづくり推進事業

三川町では、町民との協働を推進し、地域課題の解決に向けて、町内で活動する「ボランティアグループ」や「NPO」「公益法人」「町内会」「特定の目的のため複数の町民により構成された団体」などが自主的に行う公益的な活動に対して、さまざまな支援を行っています。

### 支援の内容

三川町協働のまちづくり推進事業では、次のような支援を行います。

#### ◀ 協働事業に必要な活動経費の補助（補助金の交付） ▶

##### ①協働提案事業

【対象となる事業の要件】下記の全ての要件を満たす事業

- 公益的、社会貢献的な取り組みで、地域課題の解決につながる活動であること。
- 町民の満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる活動であること。
- 町にも、活動団体にも、有益な効果が得られる活動であること。
- 事業を提案する団体自らが実施する活動であること。
- 備品の購入または修繕のみを目的とするものでないこと。
- 施設の建設、整備を目的とするものでないこと。
- 適正な計画に基づいて実施される活動であること。



### 対象外

◆次のような活動の場合、この事業の支援を受けることはできません。

- 営利目的、公益性が低いもの
- 政治、宗教、選挙活動
- 学術的な研究活動
- 実施を伴わない調査活動
- 親睦会的な交流イベント
- 公序良俗や法令等に反する事業
- 年度内に取り組みが完了しない見込みの事業
- 他の補助・助成等の支援を受けている事業 ほか

- 【対象団体】 ○町内会  
○3人以上の構成員で組織された団体で、かつ、原則として1年以上継続して活動する見込みがあり、町内に事務所又は活動場所を有するボランティアグループ、NPO、公益法人、特定の目的のため町民により構成された団体
- 【補助率】 ○対象経費の全額を補助（上限20万円、千円未満切捨て）  
※申請内容を審査し、支援を決定します。

## ②掲示板整備事業

町内会で使用する掲示板の新設、修繕、移設、撤去等を実施する場合に補助を行います。

【対象団体】 町内会 ※1 町内会につき、年度内 1 回のみ

【補助率】 対象経費の 1/2 を補助（上限 5 万円、千円未満切捨て）

## ③ごみステーション整備事業

町内会がごみステーションを新設、修繕する場合に補助を行います。

【対象団体】 町内会 ※1 町内会につき、年度内 1 回のみ

【補助率】 対象経費の 1/2 を補助（上限 10 万円、千円未満切捨て）

## ④町内会公園等整備事業

町内会が遊具や公園施設等の整備、点検、新設、修繕、交換、移設、撤去等を実施する場合に補助を行います。撤去は更新を伴う場合に限りです。

【対象団体】 町内会 ※1 町内会につき、年度内 1 回のみ

【補助率】 対象経費の 1/2 を補助（上限 15 万円、千円未満切捨て）

## 《 その他の支援 》

### ○町広報媒体への掲載

町の広報紙やホームページにメンバーの募集やイベントの開催案内などの情報を掲載することができます。

### ○必要な手続き等への支援

問い合わせや手続き等に関して、可能な範囲で役場がお手伝いします。

### ○他団体との連絡調整

事業の公益性を高めるため、必要に応じて役場が他の団体と連絡調整を行います。

### ○町有施設利用の連絡調整

公民館や体育施設など、町が管理する施設の利用について、他団体等との連絡調整を行います。

### ○町の後援及び共催、名義使用

申請に応じて、イベントなどにおける町の後援や共催などの支援を行います。

## 支援を受けるには

三川町協働のまちづくり推進事業の支援を受けたい場合は、事前に役場 企画調整課にご相談ください。申請書は、役場 企画調整課、もしくは町公式ホームページより入手できます。また、申請書を提出される場合は、書類内容を確認させていただくため、できるだけ直接、役場 企画調整課にご持参ください。

◆三川町公式ホームページ <https://www.town.mikawa.yamagata.jp/town/kikaku/chiiki/kyoudou.html>

申請・問合せ先

三川町役場 企画調整課 企画調整係

TEL:(0235)35-7013(直通) FAX:(0235)66-3138

電子メール:kikakuinfo@town.mikawa.yamagata.jp